

概要版

筑西市第9期高齢者福祉計画 介護保険事業計画

〈計画期間〉 令和6年度～令和8年度



令和6年3月
筑西市

計画の概要

計画の策定にあたり

本市の少子高齢化は進行しており、高齢化率は令和5年時点で32.3%となっています。また、後期高齢者の増加に伴い要支援・要介護認定者数の増加も見込まれており、更なる介護需要の高まりによる社会保障費の増大や、介護人材の不足、介護離職の増加等、高齢者を取り巻く課題の多様化・複雑化が予想されます。

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、国の動向や社会背景等を踏まえて「筑西市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

計画期間と位置づけ

- ・本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。
- ・「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、本市における高齢者福祉施策の総合的な指針として位置づけるものです。
- ・本市の最上位計画である「第2次筑西市総合計画」の高齢福祉分野に関する個別計画です。また、福祉分野の上位計画である「筑西市第4次地域福祉計画」や、障害者福祉・児童福祉等、各種計画との整合・連携を図ります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	第2次筑西市総合計画 後期基本計画					次期計画		
	筑西市第4次地域福祉計画 筑西市成年後見制度利用促進基本計画					次期計画		
筑西市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画			筑西市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画			筑西市第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画		

SDGsの推進

SDGs（エスディジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された、令和12年（2030）までに達成すべき国際目標で、17のゴール（目標）とそれに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

本計画においても、SDGsの理念を踏まえた上で、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいきます。

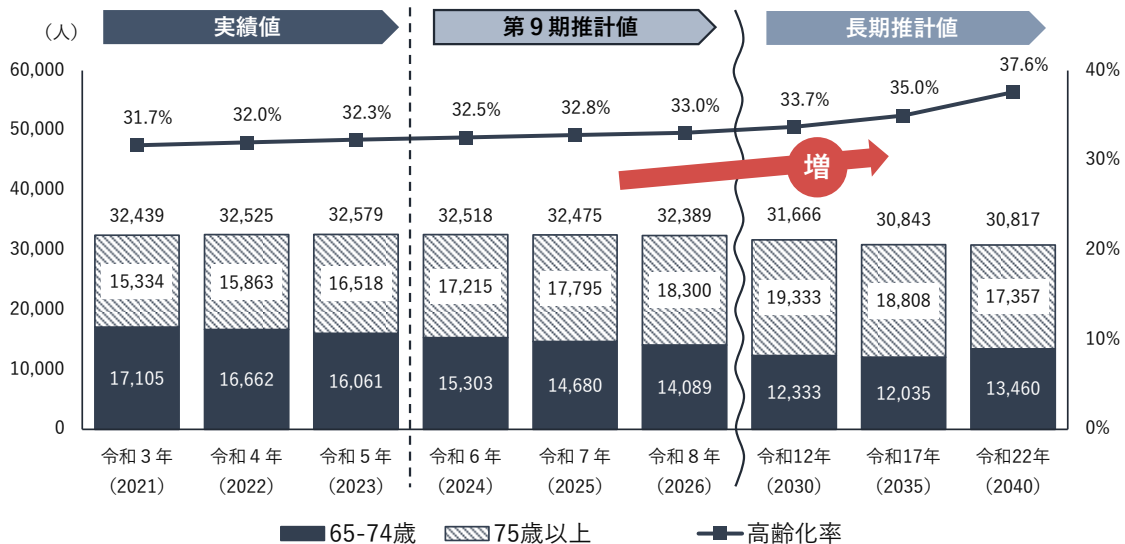


ちくせいSDGs

高齢者を取り巻く現状

● 高齢者人口及び高齢化率

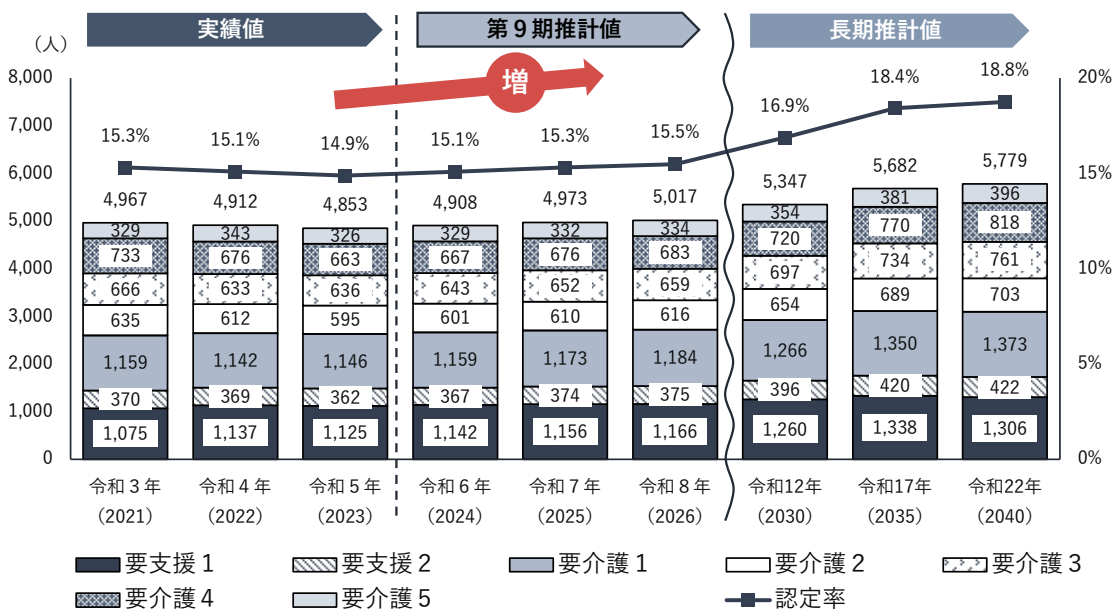
- ・前期高齢者*は、令和4年以降減少が続くことが予測される一方、後期高齢者*は令和12年まで増加が続くと予測。
- ・高齢化率は上昇が続き、令和8年で33.0%と人口の約3人に1人が高齢者となることが予測。その後も上昇が続き、令和22年(2040)では37.6%となる見込み。



資料：実績値は市資料（住民基本台帳 各年9月末時点）

● 要支援・要介護認定者数及び認定率

- ・令和6年以降は増加に転じ、本計画期間の最終年である令和8年では5,000人を上回り、認定率も上昇する見込み。



資料：実績値は介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

* 「前期高齢者」とは65歳から74歳まで、「後期高齢者」とは満75歳以上の高齢者。

住み慣れた地域で支え合い 自分らしく安心して暮らせるまち

【基本目標】

1 高齢者の「はりのある生活」を支援します

2 地域包括ケアシステム*の深化・推進に取り組みます

3 高齢者の「安全・安心」を守ります

4 介護保険サービスを推進します

【施策】

1 介護予防・健康づくりの推進

2 社会参画の推進

3 保健・医療・福祉の連携強化

4 安心して在宅生活を送るための支援

5 認知症対策の強化

6 高齢者の権利擁護の推進

7 防災・感染症対策の推進

8 介護保険サービスの推進

9 持続可能な介護保険制度の構築に向けた取組の推進

10 介護保険事業費の見込額と介護保険料

重点施策



1 高齢者の健康寿命の延伸

- 介護予防事業を推進します。
- 高齢者の通いの場を充実させます。

2 認知症支援の充実

- 認知症の正しい知識と理解を広めます。
- 認知症の人の見守り体制を強化します。
- 認知症の人とその家族への支援を強化します。

3 多機関・多職種連携の強化

- 医療・介護関係者の連携を図ります。
- 在宅生活の継続を支援するための体制づくりを進めます。

4 介護や福祉サービスを担う人材の養成・確保

- 福祉・介護職の魅力向上や就労定着支援を推進します。
- シルバー人材センターとの連携、有償ボランティアの検討などを進めます。

．．．施策 1 介護予防・健康づくりの推進．．．

- 元気なうちから健康づくりや介護予防を進め、心身の虚弱や認知症の予防に取り組みます。
- 高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取組に参加できるよう、介護予防・健康づくり施策の推進体制の整備を進め、適切な効果検証を踏まえた事業の推進を図ります。
- 医療保険の保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施できる体制を整備します。

1. 健康づくりの推進

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 健康運動普及員会運営事業 | (2) 健康推進員連絡協議会運営事業 |
| (3) 食生活改善推進員協議会運営事業 | |

2. 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 訪問型サービス | (2) 通所型サービス |
| (3) 生活支援サービス（配食サービス） | (4) 介護予防ケアマネジメント* |

3. 生きがいつくり・介護予防普及啓発事業の推進

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 生きがい講座事業 | (2) 生きがいと創造の事業 |
| (3) 元気ぶらす教室事業 | (4) シルバーリハビリ体操教室事業 |
| (5) 介護予防通所支援事業（いきいき号の運行） | |

4. 介護予防・健康づくり施策の推進体制整備

- | |
|--------------------------------|
| (1) 効果的な介護予防に向けたデータ活用 |
| (2) 通いの場の参加促進に向けた高齢者へのアウトリーチ事業 |
| (3) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業 |

．．．施策 2 社会参画の推進．．．

- 高齢者が生涯現役で、いきいきと暮らし、充実した生活を送ることができるよう就労支援を推進します。
- 地域の中においても、これまで培った技術・知識・経験を活かして主体的な役割を持てる場を充実させるとともに、ボランティア団体等との連携を図ることで、高齢者の社会参加を推進します。
- ボランティア人材の確保に向けて、ポイント制度や有償ボランティアの導入に向けた検討を進めます。

1. 高齢者の社会参画に向けた支援の推進

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) シルバー人材センターの運営 | (2) 世代間交流事業の促進 |
| (3) 高齢者クラブ活動等社会活動促進 | (4) 生涯学習の推進 |
| (5) スポーツ・レクリエーション活動の促進 | (6) 老人福祉センター等の利用促進 |

2. 市民協働による事業の取組の推進

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| (1) 地域のネットワークづくりやNPO活動の支援 | (2) ボランティア活動の推進 |
| (3) ポイント制度や有償ボランティアの導入に向けた検討 | |

*「ケアマネジメント」とは、保健・医療・福祉のサービスを総合的・効率的に提供する手法で、介護保険においては要介護者の需要に合わせた介護支援の仕組み。

．．．施策3 保健・医療・福祉の連携強化．．．

- 高齢者がいつまでも安心して住み慣れた地域に住み続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、一人ひとりの高齢者の実情に合った必要なサービスが、適切に包括的に提供されるケアマネジメント体制を推進します。
- 在宅医療・介護連携事業の更なる充実を図り、医療や介護が必要になっても、在宅での生活が実現可能となるよう、総合的・包括的な支援体制を強化します。

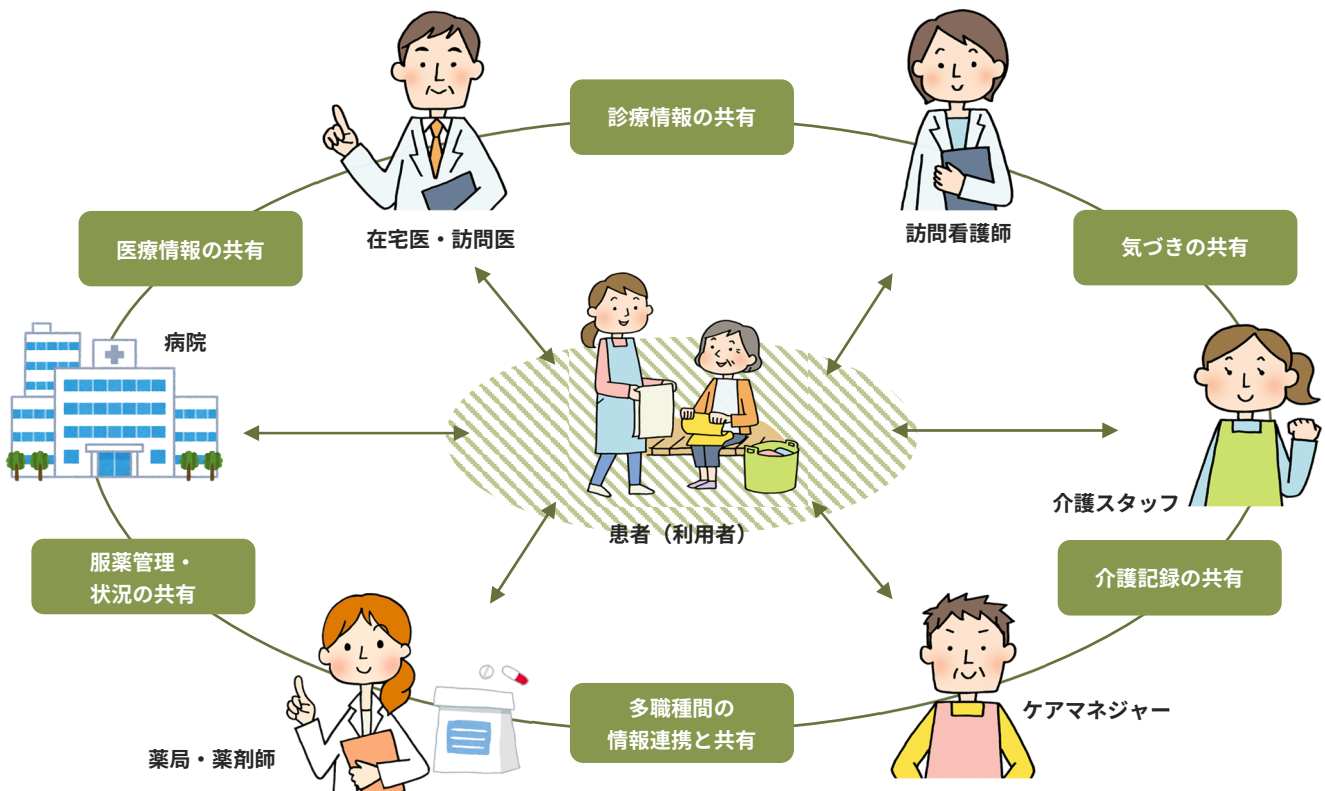
1. 在宅医療・介護連携の強化

- (1) 多職種との「顔の見える関係」構築に向けた取組
- (2) 研修会等スキルアップに向けた方策の実施
- (3) 急変時や看取りに対応できる地域資源の整備
- (4) 筑西・下妻保健医療圏内病院と関係市町との連携
- (5) 市民への在宅医療についての啓発

2. 総合的・包括的な相談支援体制の充実

- (1) 地区地域包括支援センター運営事業
- (2) 総合相談事業
- (3) 地域ケア会議^{*1}の推進
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (5) 指定介護予防支援事業
- (6) 地域包括支援センター運営協議会

■ ICTを活用した情報共有システム^{*2}のイメージ



* 1 「地域ケア会議」とは、地域住民、民生委員児童委員、保健・医療・福祉の専門家等がニーズを抱える住民の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議。

* 2 「情報共有システム」とは、患者（利用者）、家族（代理人を含む）の同意を得た上で、患者（利用者）毎に登録し、ID・パスワードの交付を受けた関係者（医師・薬剤師・訪問看護師・ケアマネジャー等）が情報の閲覧・入力を行い、情報共有できるウェブ上の連絡帳。

・ ・ ・ 施策 4 安心して在宅生活を送るための支援 ・ ・ ・

- 在宅で生活する高齢者が、日常生活において支援が必要になった場合でも安心して生活し続けられるよう、福祉サービスや相談支援、買い物支援等の充実を図ります。
- バリアフリー化された住宅への住み替えや一時的な入居施設の確保など、高齢者の状況に応じた住まいの場への移行を支援します。
- 高齢者の在宅生活や社会参加を支えるため、外出支援を推進します。
- 家族介護者の身体的・精神的・経済的負担軽減につながる取組を推進します。また、ヤングケアラー*¹に関する広報啓発活動の充実を図ります。

1. 在宅福祉の推進

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 生活支援体制整備事業 | (2) 愛の定期便事業 |
| (3) 高齢者日常生活用具給付事業 | (4) 生活管理指導事業 |
| (5) 敬老記念品支給事業 | (6) ひとり暮らし高齢者等配食サービス |
| (7) 緊急通報等サービス提供事業 | (8) 救急医療情報キット普及事業 |
| (9) 民生委員児童委員による見守り | (10) 高齢者補聴器購入費助成事業 |
| (11) 高齢者等買い物支援事業 | |

2. 高齢者の安心住まいの推進

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| (1) 老人保護措置事業 | (2) 軽費老人ホーム | (3) 高齢者向け住宅 |
|--------------|-------------|-------------|

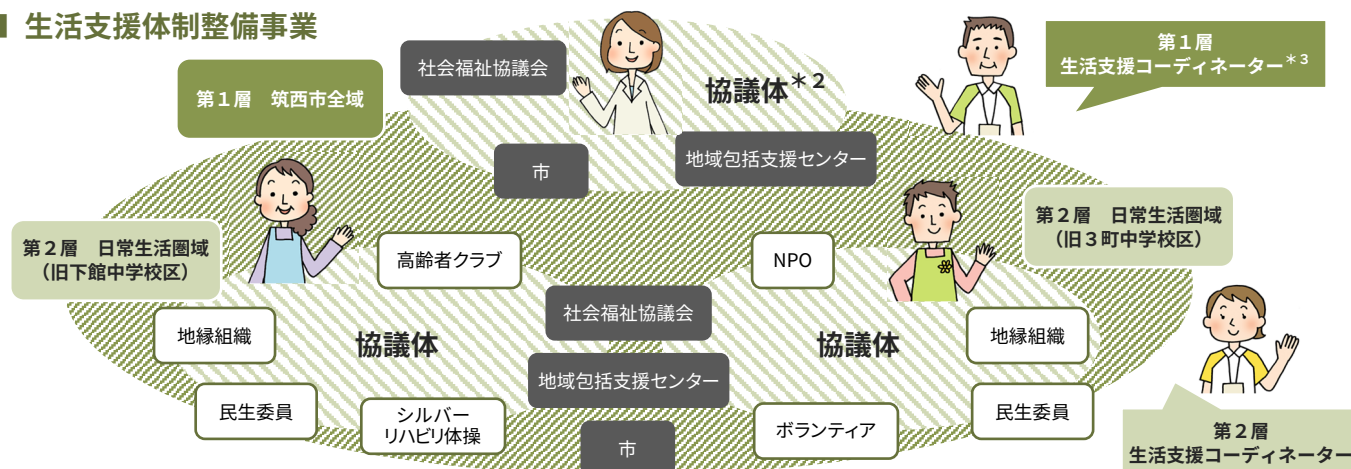
3. 外出支援の推進

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 高齢者の交通安全対策の推進 | (2) 移動手段の充実 |
| (3) ユニバーサルデザインのまちづくり | |

4. 家族介護者への支援

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 紙おむつ支給事業 | (2) 家族介護慰労金支給事業 |
| (3) 介護マーク普及啓発事業 | (4) ヤングケアラーも含めた家族介護者への支援 |
| (5) 介護離職の防止 | |

■ 生活支援体制整備事業



- * 1 「ヤングケアラー」とは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。
- * 2 「協議体」とは、市が主体となり、市民やボランティア、地域包括支援センター等の多様な主体が参画し、定期的に地域における高齢者の困りごと等の地域情報の把握と情報の共有を行う場。
- * 3 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、多様な主体による多様な取組のコーディネート（主に資源開発やネットワーク構築・マッチング）を行う人。

．．．施策 5 認知症対策の強化．．．

- 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるよう、軽度認知症の早期発見・早期対応や認知症高齢者の地域での見守り、認知症の介護者の方を支援する人材育成を図ります。
- 認知症に対する理解を深めるために、広報・教育・地域活動といった様々な面から、正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 認知症の人の意欲及び能力に応じた活動機会の確保につながるよう、認知症カフェ*¹等の充実を図ります。

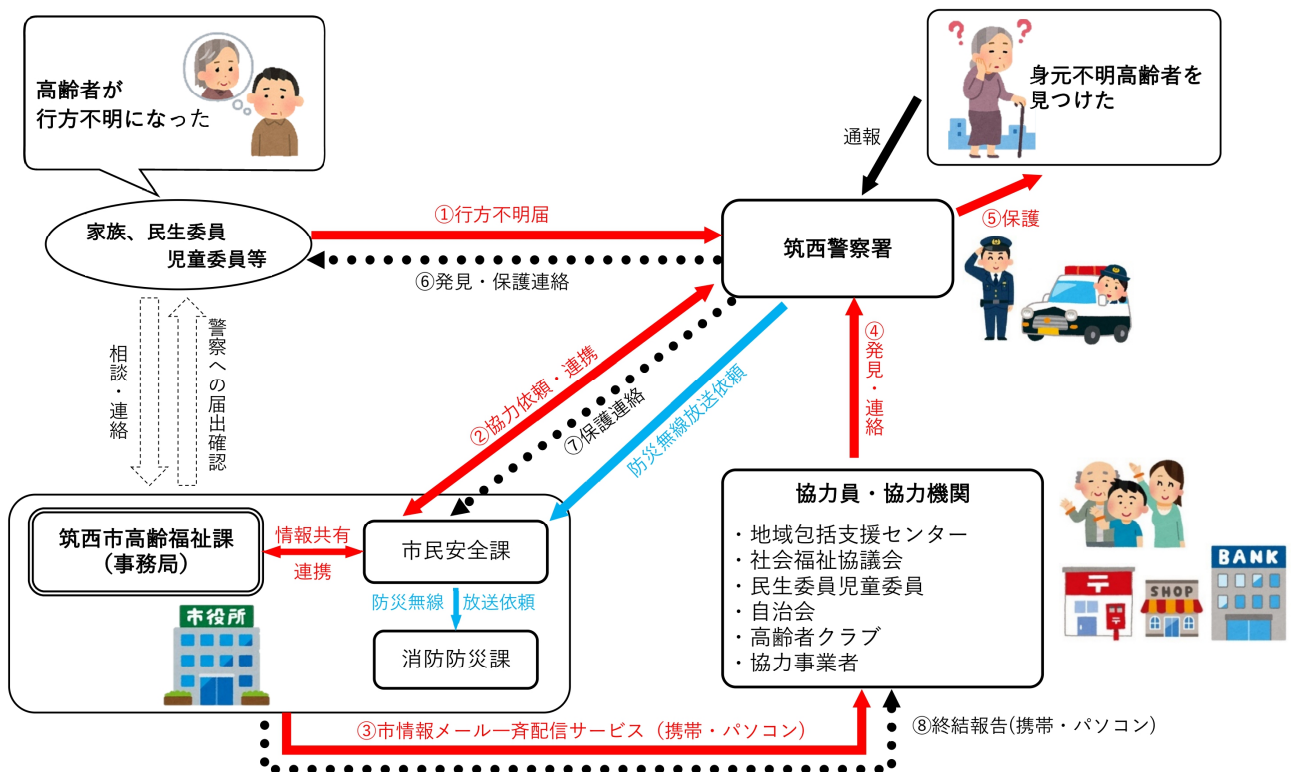
1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

- | | |
|--|----------------|
| (1) 認知症サポーター* ² ・キャラバンメイト* ³ の育成 | (2) チームオレンジの構築 |
| (3) 学校教育等における認知症への理解の推進 | |

2. 認知症の人とその家族への支援の強化

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 認知症初期集中支援推進事業 | (2) 認知症地域支援・ケア向上事業 |
| (3) 認知症高齢者の見守り等の支援 | (4) 若年性認知症対策 |
| (5) 認知症カフェの協力 | (6) 認知症に係る相談体制の整備 |

■ SOS フローチャート



* 1 「認知症カフェ」とは、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と交流・情報共有を行い、お互いを理解し合う場。
 * 2 「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者。認知症サポーターになるためには、「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。
 * 3 「キャラバンメイト」とは、「認知症サポーター養成講座」を企画・開催する講師。

．．．施策 6 高齢者の権利擁護の推進．．．

- 認知症等によって判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域で尊厳を持って生活を続けられるよう、成年後見制度*の利用促進に努めます。
- 高齢者が地域の中で安全・安心に生活することができるよう、虐待の防止と早期発見を図るとともに、犯罪被害の未然防止に向けた対策を推進します。

1. 成年後見制度・虐待防止・防犯施策の推進

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 成年後見制度等の普及・利用促進 | (2) 虐待の早期発見・対応 |
| (3) 消費生活相談 | (4) 防犯対策の推進 |

■ 筑西市の地域包括支援センター

施設名	所在地	電話番号	担当地区
地域包括支援センターなかだて	八丁台 457	38-0680	下館・竹島・養蚕・中（中館・八丁台）
地域包括支援センターしらとり	上平塚 743-5	45-7616	伊讃・川島・五所・中（中館・八丁台を除く）・河間
地域包括支援センターえがお	二木成 1669-1	45-6882	大田・嘉田生崎
地域包括支援センターまごころ	藤ヶ谷 733-4 （関城窓口）	49-9888	関城
	新井新田 41-2 （明野窓口）	52-8552	明野
	久地楽 237-7 （協和窓口）	57-3668	協和

．．．施策 7 防災・感染症対策の推進．．．

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、平時から関係部局・関係機関と連携し、防災・感染症対策を推進します。
- 円滑な避難支援につなげるため、個別避難計画の重要性を周知啓発し、「個別避難計画」の作成を推進します。

1. 防災・感染症対策の推進

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 防災対策による連絡等の支援体制 | (2) 自主防災組織支援事業 |
| (3) 感染症対策の推進 | |

* 「成年後見制度」とは、知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選定したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

．．．施策 8 介護保険サービスの推進．．．

- 介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域において、一人ひとりの状態に応じて必要な介護保険サービスを安心して受けられるようサービスの質の向上を図ります。

【地域密着型サービス整備計画】

令和6年度に「看護小規模多機能型居宅介護」と「地域密着型通所介護」の整備を行います。

	整備済状況	第9期整備計画
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設（20人）	－
看護小規模多機能型居宅介護	－	1施設（9人）
認知症対応型通所介護	－	－
小規模多機能型居宅介護	1施設（9人）	－
認知症対応型共同生活介護	12施設（198人）	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2施設（57人）	－
地域密着型特定施設入居者生活介護	－	－
夜間対応型訪問介護	－	－
地域密着型通所介護	17施設（255人）	1施設（15人）

※（ ）内は定員。ただし、看護小規模多機能型居宅介護については、宿泊定員。

【施設サービス整備計画】

第9期計画での整備計画はありません。

	整備済状況	第9期整備計画
介護老人福祉施設	10施設（615人）	－
介護老人保健施設	4施設（375人）	－
介護医療院	1施設（50人）	－

※（ ）内は定員。

．．．施策 9 持続可能な介護保険制度の構築に向けた取組の推進．．．

- 介護保険制度を持続可能かつ効率的に実施できるよう、サービスの質の向上や要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合を実施し、介護給付の適正化を推進します。
- 介護人材の確保に向けて、事業所と連携し、福祉・介護職の魅力向上や就労定着支援を行います。また、介護認定審査会に係るデジタル化・ICTの導入等の先進事例を研究するなど、介護現場の生産性向上に係る取組を推進します。

1. 介護保険制度の円滑な運営

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 低所得者への負担軽減策 | (2) 要介護認定やサービスに関する相談体制の整備 |
| (3) 近隣自治体・茨城県との連携 | (4) 介護保険制度の啓発 |
| (5) 災害・感染症対策に係る体制整備 | (6) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 |
| (7) PDCAサイクルを活用した保険者機能の強化 | |

2. 介護給付適正化に向けた取組の推進

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 要介護認定の適正化 | (2) ケアプランの点検 |
| (3) 縦覧点検・医療情報との突合 | (4) 事業所に対する指導の実施 |
| (5) 指導監督との連携 | (6) 国民健康保険団体連合会の積極的な活用 |
| (7) 適正化の推進に役立つツールの活用 | |

3. 介護人材の確保・ICTの導入等にかかる取組

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 福祉・介護職の魅力発信 | (2) 福祉・介護職の就労・定着の促進 |
| (3) 地域支援事業を担う専門的介護人材の育成確保 | (4) 先進的な取組の研究・検討 |

… 施策 10 介護保険事業費の見込額と介護保険料 …

【標準給付費及び地域支援事業費の見込額】

国の地域包括ケア「見える化システム」を活用し、サービスの利用見込みを認定者数や事業利用率の推移から適切に推計しました。

(千円)

区分 / 年度		第9期	令和6	令和7	令和8
標準給付費	介護給付費	20,954,672	6,889,695	7,006,254	7,058,723
	介護予防給付費	605,078	198,828	202,748	203,502
	特定入所者介護サービス費等給付額*1 (財政影響額調整後)	1,074,416	353,956	358,643	361,817
	高額介護サービス費等給付額*2 (財政影響額調整後)	522,454	172,117	174,396	175,941
	高額医療合算介護サービス費等給付額*3	76,513	25,205	25,487	25,820
	算定対象審査支払手数料*4	17,516	5,770	5,835	5,911
	標準給付費 小計	23,250,648	7,645,572	7,773,363	7,831,714
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業*5費	996,577	321,858	332,018	342,701
	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	500,728	166,909	166,909	166,909
	包括的支援事業 (社会保障充実分)	25,353	8,418	8,450	8,485
	地域支援事業費 小計	1,522,657	497,185	507,377	518,095
合計	24,773,306	8,142,757	8,280,741	8,349,808	

- * 1 「特定入所者介護サービス費等給付額」とは、施設入所時等にかかる食費・居住費の自己負担分を所得段階に応じて減額するために要する費用。
- * 2 「高額介護サービス費等給付額」とは、1か月の介護サービスの自己負担額が、所得段階ごとに定められた一定額を超えた場合、その超えた額を支給する費用。
- * 3 「高額医療合算介護サービス費等給付額」とは、医療費と介護サービス費の両方を負担している世帯の年間の自己負担額が、一定額を超えた場合、その超えた額を支給する費用。
- * 4 「算定対象審査支払手数料」とは、介護保険にかかる費用請求内容の審査委託に要する費用。
- * 5 「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、効果的な介護予防の推進に向け、市町村が地域の実情に応じて提供するサービス。総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれており、「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者は要支援者と基本チェックリスト該当者、「一般介護予防事業」は65歳以上の全ての高齢者。

【介護保険料の設定】

第8期計画では所得段階を10段階としていましたが、第9期計画においては国の標準段階に合わせて13段階とします。また、低所得者の保険料負担を軽減するため、別枠で公費による軽減を行います。

第9期基準保険料 【4,800】円/月（【57,600】円/年）

所得段階	対象者	負担割合	保険料 (円/年)
第1段階	生活保護を受けている方・老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.455 (0.30)	26,200 (17,200)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.685 (0.50)	39,400 (28,800)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.69 (0.685)	39,700 (39,400)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	51,800
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	57,600
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.20	69,100
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	74,800
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	86,400
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	97,900
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.80	103,600
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.90	109,400
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	1.95	112,300
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	2.00	115,200

※（ ）内は低所得者負担軽減を行った後の負担割合及び保険料

筑西市 保健福祉部 高齢福祉課・介護保険課・地域医療推進課
 〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地
 電話：0296-24-2111（代表）
 F A X：0296-25-2913

